

火災予防上の命令を受けている対象物

[平成26年3月24日]

火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改善等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

嶺北消防組合では、命令を行い、公示している対象物等の所在地、名称等を利用者や市民の方々に安全のためお知らせしています。

現在、嶺北消防組合管内のあわら市・坂井市内において「火災予防上の命令を受けている対象物」は、次のとおりです。

命令を受けている対象物

所在地	坂井市三国町加戸7
名称	ワンダーランド (ワンダーランド棟・ワンダースタジアム棟)
命令を受けた者の氏名	有限会社関山観光 代表取締役 関山功二
命令事項	消防法第5条の2に基づく消防用設備等設置命令不履行による防火対象物の使用停止命令 消防用設備等設置命令不履行事項 ・屋内消火栓設備の未設置 ・自動火災報知設備の一部未設置 ・避難器具の未設置 ・誘導灯の一部未設置 ・消火器の一部未設置
命令年月日	平成26年3月24日

※ 命令事項が履行されるまで情報提供を行います。